

各県の要望事項に対する回答

資料4 国土交通省都市局資料



	事業	要望事項(一部要約)	継続／新規	回答
神奈川県	■施策1 交通網の整備促進 1-5. 広域交通ネットワークの強化等に向けた道路整備	社会資本整備総合交付金や踏切道改良計画事業補助による財政支援の強化 ・公共事業関係費の優先配分	継続	要望を踏まえ、引き続き必要な支援を実施
	■施策2 首都圏南西部の広域交流拠点の形成 2-1. 橋本駅周辺のまちづくりの推進	リニア中央新幹線の駅を核としたまちづくりや交通結節点の機能強化に資する基盤整備について、国の公共事業関係費枠の優先配分等による財政的な重点支援を要望。	新規	具体的な内容を伺いながら、必要な支援を実施
長野県	■施策2 広域的な交通体系の構築 2-2. リニア関連道路の整備推進	リニア中央新幹線に関連する道路等の基盤整備を国の重点施策へ位置づけること、十分な予算の確保を要望。	継続	要望を踏まえ、引き続き必要な支援を実施
山梨県	■施策2 リニア駅周辺における広域的な交通結節機能の構築 2-1. リニア駅北側の交通広場等の整備	リニア開業を見据え、事業計画に応じた社会資本整備予算の確実な措置を要望。	新規	具体的な内容を伺いながら、必要な支援を実施
	■施策3 リニア駅駅前エリアにおけるまちづくり 3-1. 駅前エリアにおける基盤施設の整備	必要な基盤施設について、今後の事業化に向けた設計や整備を滞りなく行うために、国による積極的な支援を要望。	新規	具体的な内容を伺いながら、必要な支援を実施
岐阜県	■施策1 地域の特性に応じたクラスターの形成 1-1. 総合車両基地を核としたリニアクラスターの形成 (c) リニアや医療など、先端産業の企業誘致を見据えた中津川西部テクノパークの整備	工業団地を活用したリニア関連企業等集積に関する支援を要望。 <支援制度の創設> 財政支援【支援の強化】	新規	具体的な内容を伺いながら、必要な支援を実施
	■施策4 新たなまちづくり(「森のまちづくり」) 4-1. 岐阜県の東の玄関口となる岐阜県らしいリニア駅・周辺整備 (b) リニア岐阜県駅周辺の土地区画整理事業の推進	リニア駅周辺整備に関する支援を要望。 <財政支援の拡充、支援制度の創設> 財政支援【支援の強化】 ・社会資本整備総合交付金による十分予算措置	継続	具体的な内容を伺いながら、必要な支援を実施

① 通常補助事業

- 国の施策に基づく重要な事業に対して計画的かつ集中的に支援する制度

※対象補助制度（街路）：高規格道路・ICアクセス道路等補助制度、
無電柱化推進計画事業補助制度、交通安全対策補助制度、
連続立体交差事業補助制度、踏切道改良計画事業補助制度

② 社会資本整備総合交付金事業

- 地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のため、総合的・一体的に支援する制度

※対象事業（街路）：都市計画法第59条の認可を得て実施される都市計画事業のうち、
都市計画道路を整備する事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1／2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45％（居住誘導区域内等） ※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の国費率：1／2

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。

※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理 等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）＞

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

ー民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2／3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。

※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」

ーただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外

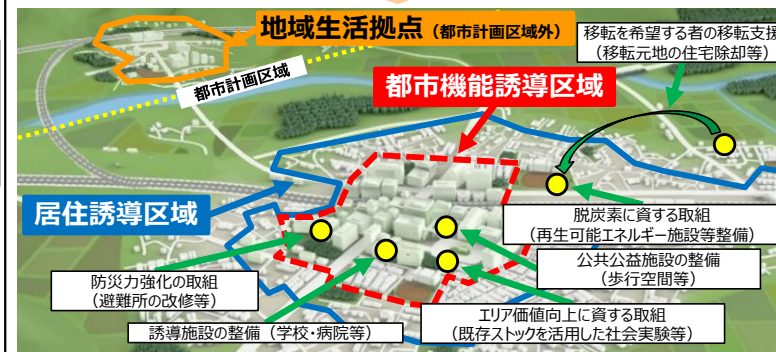
※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能

- ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
- ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
- ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
- ・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集集中支援事業による支援



都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

公共（交付金）

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連、産業関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）

※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の交付率：45%

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、誘導施設相当施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※誘導施設相当施設は、地域生活拠点内に限る。また、誘導施設相当施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等を対象。

※地域生活拠点内、産業促進区域内では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】

○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域

- (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
- (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載）
- (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。

※2 直前の国勢調査に基づく（今後、直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む）

ーただし、令和6年度末までに国に提出される都市再生整備計画に基づく事業に限り、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表していなくても、（1）の区域において実施可能
ー立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/h a以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】

○地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域

- (1) 歴史的風致維持向上計画
- (2) 観光圏整備実施計画
- (3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画

【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】

○地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域）

- (1) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
- (2) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。

※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

【要件④：産業・物流機能の強化】

○産業促進区域（市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域（市街化区域等外を含む））であり、以下のいずれかの区域【（1）、（2）ともに、複数の要件を満たす必要】

- (1) 半導体等の戦略分野に関する国家的プロジェクトに関連する区域。
（国家的プロジェクトは内閣府が選定）
- (2) 以下のいずれかに該当する企業が立地する区域（団地面積が概ね10ha以上等の要件有り）
【令和10年度末までに国に提出される都市再生整備計画に限る】

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版に位置付けられた戦略分野」を取扱う企業
- 「経済安全保障推進法施行令に基づく特定重要物資」を取扱う企業
- 「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認要件」を満たす企業

都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）産業・物流機能への支援イメージ

